

総基料第118号
平成30年6月8日

株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克

適正な広告表示の確保について（指導）

貴社が東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務の提供を受けて提供するFTTHアクセスサービスである「ドコモ光」と貴社の提供する移動通信役務の両方を契約することを条件とする割引（セット割引）について、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成29年度）」に基づき、不当な競争を引き起こすものとなっていないかという観点から調査を実施したところ、貴社のウェブサイト上の「ドコモ光セット割」に関する表記の一部において、別添のとおり、当該割引が「ドコモ光」に関する料金を減じるものであり、移動通信役務の提供を受けなくとも適用されるかのような内容（以下「本件表示」という。）となっていることが認められた。これは、貴社が当該調査の過程において回答した「ドコモ光セット割」の提供条件（移動通信役務に関する料金からの割引である旨）と整合しない不適切な情報提供を行うものであり、利用者のサービス選択に影響を与え、不当な競争を引き起こすおそれがあったものと言わざるを得ない。

したがって、今後貴社の事業の運営が適正かつ合理的に行われ、公正競争環境が損なわれないことを確保する観点から、次のとおり、措置を講ずることを求める。

記

（1）原因の究明及び再発防止の徹底

本件表示を行うに至った原因を究明するとともに、再発防止策を徹底すること。

（2）類似事例の有無の調査

電気通信役務に関する提供条件の内容と整合しない広告表示が他に貴社において行われていないか調査し、行われていることが判明した場合には、直ちに是正するとともに、原因を究明し、その結果に応じて適切な再発防止措置を講ずること。

(3) 媒介等業務受託者における措置の徹底

上記(1)及び(2)の措置については、媒介等業務受託者(代理店)においても徹底されるよう対応すること。

(4) 対応結果の報告

上記(1)から(3)までの対応の結果について平成30年8月31日までに総務省に報告すること。

(注) 報告内容については非公表にすることにつき正当な理由がある部分を除き公表することがあるので、非公表を希望する部分がある場合は、理由とともに明示されたい。

以上

料金プラン

ドコモ光の料金は、インターネット料金とプロバイダ料金が一体型です。
料金構成は「ドコモ光」の料金「オプション料金」「ドコモ光セット割」で構成されます。



インターネット料金 プロバイダ オプション料金 スカパー！でさらに楽しむ！
おトクなドコモ光セット割+ずっとドコモ割 かんたんシミュレーション おトク情報
お申込みはかんたん3ステップ！ 初期費用 ご注意事項